サクっと小技　窓の強風対策、とっさのときには養生テープを貼るのがおすすめ。防犯シートの要領で全面にピッチリ貼りましょう。剥がすときも楽に剥がれます。

マイナンバー○×クイズ

Q マイナンバーカードはレンタルショップやスポーツクラブなどで身分証明書として使える？

A 答えは、○。マイナンバーカードは諸写真付きで、公的な身分証明書として使えます。また、マイナンバーの提示と身元確認が、このカード1枚でできます。

Q 子育てなどの手続がオンラインでできるマイナポータルにログインするためには、マイナンバーカードが必要？

A 答えは、○。マイナポータルはマイナンバーカードを使ってログインします！児童手当や保育所入所のオンライン申請ができるなどのサービスが受けられます。

Q マイナンバーカードを使うと、他人にあなたの貯金額が知られてしまう？

A 答えは、×。マイナンバーカードはICチップとICカードを使って、貯金額などのプライバシーボックス情報は保護されています。カードを利用しても、個人情報は盗まれません。

Q あなたのマイナンバーカードを拾った人があなたになりすますことはできる？

A 答えは、×。マイナンバーカードは、さまざまなセキュリティ対策が施されているので、簡単になりすますことはできません。

※詳しくは、マイナンバーカード総合サイト（https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html）をご確認ください。

税の基礎知識　税制改正特集　消費税率引上げと軽減税率制度の実施③

平成31年（2019年）10月1日から、事業者の方は、「酒類・外食を除く飲食料品」や「定期購読契約が締結されて週2回以上発行される新聞」で適用される軽減税率（8%）分と、それ以外の商品に適用される標準税率（10%）分とを分けて、商品管理や経理処理、消費税の申告・納税をすることになります。

酒類 10%
酒税法に規定する酒類

外食 10%
飲食に用いられる設備のある場所で、顧客に飲食させるサービス

飲食料品
（食品表示法に規定する食品）
8%

持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う飲食料品の譲渡
8%

※オレンジ色の部分が軽減税率対象品目（イメージ）です。

軽減税率は多くの事業者に「こういった形で」関係します

＜背景店の場合＞
野菜や果物を販売し、酒類などを扱い扱わない青果店の売上げや仕入れは、すべて軽減税率（8%）の対象かもしれません。
しかし、野菜を包むラップ、果物を載せるプラスチック製のケースや発泡スチロール製のトレー、それらを入れるビニール袋に飲食料品ではありませんので、これらの購入には標準税率（10%）が適用されます。
精肉店や鮮魚店なども、ちらちん同様です。

＜飲食料品を取り扱わない事業者の場合＞
例えば、建築資材を仕入れ、建物を販売する建設業の場合、一見、標準税率（10%）の対象の取引しかないように思えます。
しかし、会社を訪れたお客さま宛に出されるお茶や、お菓子、取引先への贈答品（飲食料品）は軽減税率（8%）の対象になります。

＜免税事業者の場合＞
免税事業者の場合、消費税の申告や納税を行なう必要はありません。
しかし、商品等を販売したときは、それを購入した会社（課税事業者）から、適用税率ごとに区分して記載等した請求書（区分記載請求書）の交付を求められることもあります。
免税事業者であっても、必ずしも無関係ではありません。

軽減税率制度の内容についてのご相談は
（国税庁）軽減税率電話相談窓口
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）　TEL 0570-030-456（受付時間 9:00～17:30（土・日・祝日く））

小田原税務署からのお知らせ　平成31年1月からe-Taxの利用手続がより便利になります（2019年）

マイナンバーカード方式
用意するものは、次の2つ！
①マイナンバーカード
②ICカードリーダライタ

・マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告できます。
・既にe-TaxのID（利用者識別番号）を取得していた方もID（ID）・パスワード（暗証番号）が不要になります。

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方は

ID・パスワード方式
用意するものは、次の2つ！
ID・パスワードを方式に対応した
①ID（利用者識別番号）
②パスワード（暗証番号）

・IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」での利用できます。

※マイナンバーカードとICカードリーダライタが揃及するまでの暫定的な対応です。

平成31年（2019年）1月以降も、引き続き、従来の方式でもe-Taxによる申告書の送信ができます。

ID・パスワード方式の届出を行なえば平成31年1月からスマホで申告ができます。
・ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信されれば申告完了！（ICカードリーダライタ不要）
・e-Taxで送信すれば、源泉徴収票等などの必付書類は提出不要！（ただし保管する必要のあります）
・申告書の控は税務署にてスマホに保存。
・給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除及びふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます。

詳しい情報は、税務署にお問い合わせください。

お問い合わせは
小田原税務署（税についての相談窓口）
0465-35-4511（代表）（自動音声によりご案内）

年金・労働問題のお悩みご解決のお手伝い　社会保険労務士無料相談会

10月8日（月・祝）
10時～16時

内容　労働問題（労働時間、賃金、雇用、労災、安全衛生）
社会保険（健康保険、厚生年金）等

場所　●ハルネ小田原ラウンドスクエア
●二宮公民館（敷地内広場）
（JR小田原駅北東口2番）

相談先　神奈川県社会保険労務士会
小田原支部
TEL0465-24-5551
（担当　高崎）

県税事務所からのお知らせ　個人住民税の寄附金控除（ふるさと納税）について

【寄附金控除】
地方公共団体に寄附した金額のうち、2千円を超える部分について所得税と個人住民税を合わせて全額が控除されます。（ただし、一定の限度額があります。）
なお、所得税に寄附をした年分の所得税から控除され、個人住民税は寄附をした年の翌年度分の個人住民税から控除されます。

【寄附金控除を受けるための手続き】
原則として、お住まいの住所地を管轄する税務署へ確定申告をしていただく必要があります。所得税が非課税で住民税のみが課税される方は、お住まいの市区町村に寄附金控除の申告をしていただく必要があります。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】
平成27年度税制改正により、確定申告を要しない給与所得者等が寄附をした場合、申請により、確定申告をすることなく寄附金控除を受けることができる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。当制度を利用した場合は、翌年の6月以降に納付する住民税の減額という形で控除が行われます。
※1　この特例申請は、確定申告をされる方は対象外となります。
（例：医療費控除のための確定申告のされる場合も対象外となります。）
※2　寄附先の数が5団体を超える場合は、対象外となります。
※3　申請書に「個人番号（マイナンバー）」を記載する事が必要となりました。
詳しくは、税務署ふるさと納税ポータルサイト内の「制度改正について」をご覧ください。

●申告の手続き等については、所得税は管轄の税務署、個人住民税はお住まいの市区町村（住民税担当課）へお問い合せください。
○神奈川県では「神奈川に貢献したい」「神奈川を応援したい」という方々から、寄附をお受けしています。
「かながわギンタロウ寄附金」へのご協力をお願いします。
詳細は、神奈川県ホームページのかながわギンタロウ寄附金→ふるさと納税→をご覧ください。

●問合せ先　小田原県税事務所　事業税課　TEL0465-32-8000代

災害防のポイント　9月は台風要注意！災害対策をチェック

9月は1年で最も台風上陸率が高い月だそうです。安全に過ごせるよう、日頃から準備しておきましょう。

事前にチェック
・ハザードマップを入手し、洪水などの災害に備える。
・災害時の行動を家族会議。
・非常持出し袋を準備する。
・屋根や壁、雨どい、網戸や窓の修繕。
・窓に防犯フィルムを貼り、飛散防止。

台風の前に
台風情報が出たら、雨の降り始める前に準備をしておきましょう。
・風呂水を溜めたり、飲料水を確保して断水に備える。
・ベランダや庭の植木鉢は室内へ移す。
・窓やドアの補強。
・雨どいや排水溝の掃除。

台風が来たら
台風が来たら、屋外での作業はやめ、なるべく外出は控えましょう。用水路や川、海の見回りはとても危険なので、絶対にやめましょう。

備蓄のすすめ
ライフライン断絶に備えて充分に準備しておきましょう。
懐中電灯／ラジオ／電池／飲料水／非常食／着替え／タオル／ラップ／ビニール袋／粉ミルクやサニタリー用品／ライターやマッチ／貴重品等
最初に電気が復旧し、水道は時間がかかるそうです。飲料水は多めに。

公式ホームページ

イベント、セミナー等の最新情報を随時更新！本紙のバックナンバーも掲載！

Twitter　和宏フォロー・リツイート！

Facebook　「いいね！」お願いします！

インターネットで情報発信中

どこだっ　小田原市中央公園の地元密着検索サイト　どこだっ　小田原　検索

忙しい方、面倒な方も安心！
取材サービスプラン
事務所から！　初期費用 2,000円 ＋ 取材費用 10,000円
どこだっにお店を掲載したい方は
TEL 0465-24-2614

税のカレンダー

納期限を守りましょう！　口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険料（税）の納期限
【第4期分】小田原市・荻窪病市・大井町・山北町・開成町・箱根町・湯河原町……10月1日（月）
【第5回分】松田町……10月1日（月）
【第6回分】真鶴町……10月1日（月）
○介護保険料の納期限
【9月分】小田原市……10月1日（月）
【第3期分】中井町・大井町・松田町・山北町……10月1日（月）
【第4期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……10月1日（月）
【第6回分】真鶴町……10月1日（月）
○後期高齢者医療保険料（普通徴収）の納期限
【9月分】小田原市……10月1日（月）
【第3期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……10月1日（月）
○固定資産税の納期限
【第3期分】南足柄市・箱根町……10月1日（月）

ご予約はお早めに。

会員限定無料相談　要ご予約　予約 24-2612

弁護士の法律相談会
10時～12時
9月21日（金）
10月2日（火）
10月19日（金）

弁護士の相続相談会
10時～12時
9月19日（水）
10月17日（水）
11月21日（水）

社労士の年金・社会保険相談会
10時～12時
10月9日（火）
11月13日（火）
12月11日（火）

不動産コンサルタントの不動産相談会
10時～12時
9月27日（木）
10月25日（木）
11月22日（木）

税理士の税相談会
14時～16時
9月20日（木）
10月18日（木）
11月15日（木）

日本政策金融公庫の融資相談会
10時～12時
10月3日（水）
12月5日（水）
※お急ぎの場合はご相談ください。

経営コンサルタントの経営相談会　日時応談　予約 24-2614

ご注意　同一内容のご相談は重なってできませんのでご了承ください。

会場　納税者センター・青色会館

編集長後記　今月号では、来年10月1日の消費税率引上げとともに実施される「軽減税率制度」等の対応に向けた「身近な税金セミナー」をトップ記事